

連絡事項等



福井県共生社会シンボルマーク

加算等変更の届出について

○令和4年4月1日（金）からの**昨年度実績を用いる**加算の変更、基本報酬について

提出期限…令和4年4月15日（金）必着

提出方法…文書およびメール

○福祉・介護職員処遇改善加算（特定加算）の計画書

提出期限…令和4年4月15日（金）必着

提出方法…文書およびメール

加算提出用メールアドレス：

syogai-2@pref.fukui.lg.jp

（※5MBを超えると届きませんので、分割してご送付願います。）

詳細はまた追ってご連絡いたします。

※通常**の加算**は前月15日までの提出

加算等変更の届出について

- ・ **昨年度実績を用いる** 加算の変更がある場合は提出必須
 - ・ 前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援の基本報酬は **報酬区分の変更がなくても提出必須**
 - ・ 就労継続支援A型については、必ず **スコア表を公表** すること
(様式1 (該当する場合)、様式2-1、2-2)
 - ・ 共同生活援助 (グループホーム) の夜間支援等体制加算の対象人数は前年度平均利用者数等※を用いるので、対象人数に変更がある場合は届出必須 (小数点以下の端数は四捨五入)
- ※平均利用者数の算定方法は要確認

障害福祉サービス等情報公開制度 (WAMネット) について

- 利用者の権利擁護およびサービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、指定障害福祉サービス等に係る情報公開制度が実施されています（法76条の3・児童福祉法33条の18）。
- 事業者は、情報公開の対象となるサービス（次スライド参照）について都道府県等※に報告し、報告を受けた情報を、都道府県等は公表することが義務づけられています。

(例)

- 県所管事業所→県に報告
- 福井市（中核市）所管事業所→福井市に報告
- 福井市以外の市町指定の特定相談支援事業所→県に報告

障害福祉サービス等情報公開制度 (WAMネット) について

情報の公表を行うサービス等の種類

①**指定障害福祉サービス**（共生型障害福祉サービスを含む。）：指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

②**指定地域相談支援**：指定地域移行支援及び指定地域定着支援

③**指定計画相談支援**

④**指定通所支援**（共生型通所支援を含む。）：指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

⑤**指定障害児相談支援**

⑥**指定入所支援**（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）：指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

障害福祉サービス等情報公開制度 (WAMネット) について

(すでに指定を受けている事業所)

- 毎年度報告開始日… **5月1日**
- 毎年度報告期限… **7月31日**

(新規指定事業所)

- 報告開始日… **指定を受けた日**
- 報告期限日… **指定を受けた日から1か月以内**

障害福祉サービス等情報公開制度 (WAMネット) について

- 障害福祉サービス等情報公開制度

※公開内容は障害福祉等サービス等情報検索から確認できます。

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/syogai/>

- 障害福祉サービス等情報公開制度 **ログインページ**

<https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E0000.do>

- 障害福祉サービス等情報公表制度 (厚労省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00001.html

障害者支援施設等災害時情報共有システムについて

- 令和3年度から、災害発生時に障害福祉サービス等事業所の被災状況を自治体や国と情報共有するためのシステム「障害者支援施設等災害時情報共有システム」の運用を開始
(R3年度、あわら市の一部事業所でテスト運用実施)
- 障害福祉サービス等事業所においては、下記により緊急連絡先等の登録をしていただき、災害が発生したときには当システムから被災状況の入力をお願いする予定です。
- 基本情報は、「**障害福祉サービス等情報公表システム（WAMネット）**」にて公表されている情報が自動で反映されます。

業務管理体制の整備について

- 全ての指定障害者（児）施設・事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備に関する届出が必要です
- 変更等ある場合は、必ず変更届をご提出ください。
- 事業所等の所在地によって届出先が分類されます。
（厚生労働省、県、中核市、市町村等）
- 届出については、障害者総合支援法、児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。
（参考）県ホームページ「業務管理体制の整備について」

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/syogai-gyomukanri.html>

業務継続計画（BCP）の策定等について

- 障害福祉サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供の継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」）を策定し、必要な措置を講じなければならない。
- 事業者は職員に対し、業務改善計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施しなければならない。
- 事業者は、定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務改善計画の変更を行うものとする。

（令和6年4月1日から義務化、それまでは努力義務）

- 感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化する。

1 感染症対策の強化（全サービス）

- 全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務づける。
※ 3年の経過措置期間を設ける

2 業務継続に向けた取組の強化（全サービス）

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。
※ 3年の経過措置期間を設ける

3 地域と連携した災害対応の強化（施設系、通所系、居住系サービス）

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる障害福祉サービス等事業者（施設系、通所系、居住系）において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

業務継続計画（BCP）の策定等について

感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等
(厚労省ホームページ)

- https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html
- 障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修(厚労省ホームページ)
- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html